

平成23年第8回上里町議会定例会会議録第3号

平成23年12月7日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第54号)上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第55号)上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第56号)上里町要介護高齢者介護手当支給条例について
- 日程第10 (町長提出議案第57号)彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第11 (町長提出議案第58号)埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第12 (町長提出議案第59号)平成23年度上里町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 (町長提出議案第60号)平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 (町長提出議案第61号)平成23年度介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 (町長提出議案第62号)平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 (町長提出議案第63号)平成23年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 (町長提出議案第64号)平成23年度上里町水道事業会計補正予算(第1号)について

出席議員(12人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君

11番 高橋 仁 君 12番 伊藤 裕 君
 欠席議員（1人）
 13番 根岸 晃 君

説明のため出席した者

町 長	関根 孝道 君	副 町 長	高野 正道 君
教 育 長	山下 武彦 君	総務課長	戸矢 隆光 君
総合政策課長	石原 秀一 君	税務課長	福島 雅之 君
町民環境課長	木村 隆之 君	福祉こども課長	関根 健次 君
健康保険課長	高杯 一美 君	まち整備課長	岩田 貞祐 君
産業振興課長	吉田 雅幸 君	下水道課長	豊田 昇 君
学校教育課長	山口 正彦 君	生涯学習課長	庄 邦雄 君
中央公民館長	清水 澄雄 君	水道課長	飯塚 邦男 君
図書館長	坂本 勝男 君	会計管理者	島田 講治 君

事務局職員出席者

事務局 長 横尾 邦雄 主 任 戸矢 信男

開 議

午前9時2分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第54号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第7、町長提出議案第54号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第54号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第54号について、上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえまして障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法令の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行いたく提案するものでございます。

改正の概要でございますけれども、本文の条例の関係でございますけれども、今回の条例の目的は議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害に対する補償、また補償の内容の変更等ではございませんで、障害者自立支援法の一部改正によりまして条項ずれに生じた修正を行う一部の改正ということで御理解をお願いしたいと思います。

次に、条文の概要でございます。

第1条、障害者自立支援法第5条第4項として同行援護法の規定を追加することによりまして生ずる項のずれを改正するものでございます。第10条の2第2号中、介護補償の関係でございます。第5条第12項を第5条13項に、同条第6項を同条7項に改めるものでございます。

第2条でございます。障害者自立支援法第5条第8項の児童デイサービスに関する規定を削除することによって生ずる項ずれを改正するものでございます。第10条の2第2号中、介護補償でございますけれども、第5条第13項を第5条第12項に改めるものでございます。

なお、附則として、第1条につきましては公布の日から施行し、第2条については平成24年4月1日から施行となります。

以上で上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔 10番 沓澤幸子君発言 〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

ただいまの説明ですと障害者自立支援法の改正に伴って条文の整理ということで、中身の改正ではないということでありましたけれども、御説明の中で1点、障害者自立支援法のデイサービスの削除というふうに報告されたと思いますけれども、この条例とは関係なくて障害者自立支援法に伴う部分だと思わんですけれども、デイサービスの削除ということについてちょっと教えていただければと思います。

議長（伊藤 裕君） 暫時休憩します。

午前9時8分休憩

午前9時20分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、沓澤幸子議員の質問に対し答弁をお願いします。

副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

副町長（高野正道君） 第2条関係でございますけれども、障害者自立支援法の第5条第8項の児童デイサービスに関する規定を削除することによって生ずる項ずれを改正するものであると御説明をさせていただきました。

内容的には、本条例の第10条の2に介護補償の内容がございますけれども、児童デイサービスに対しましてはこの条例については適合しないということで削除をさせていただくものでございます。

また、障害者支援法の改正によりまして現在の自立支援法の中の児童デイサービスについては、来年度以降、児童福祉法の改正によりまして児童発達支援、医療型児童発達支援事業等に組み替えがされるということで予定されているようでございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第54号 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第55号 上里町税条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第8、町長提出議案第55号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第55号 上里町税条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第55号について、上里町税条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令に伴う上里町の税条例の一部を改正するものであり、本案を御提案申し上げるものでございます。

主な改正でございますけれども、寄附金税額控除の対象について適応下限額を2,000円に引き下げることにより対象範囲を拡大すること、また、地方税における罰則については町税における過料の上限の引き上げ等見直しを行うこととしたものでございます。

次に、改正条文の詳細を御説明申し上げます。

今回の条例改正は、第1条が本則及び本法附則の改正、第2条、第3条が改正法附則の改正、最後に当該条例の附則の規定という構成になっております。

初めに、第1条の本則の改正について御説明いたします。

第26条第1項は、町民税の納税管理人に係わる不申告に関する過料についてでございます。地方税法の改正により過料の上限が3万円以下から10万円以下と引き上げの見直しとなったものでございます。これは課税の適正化や税の公平性を図るために規定されたものでございます。

第34の7第1項及び第2項は、寄附金税額控除に関する改定でございます。主な改正の内容といたしましては、寄附金税額控除が拡大され、より少額の寄附でも控除を受けられるようになったものでございます。

第1項については、寄附金税額控除の適用を寄附金の合計額が5,000円を超える場合から2,000円を超える場合に改め、第1号及び第2号は、既に地方税法に規定されるため削除して第3号、第4号を新たに第1号とし、別表を廃止し、町内に主たる事務所を有する法人とする規定でございます。第2号については、新たに追加する規定で、認定特定非営利活動法人の特定非営利活動に対する寄附金の内容を規定するもので、第1号と同じく町内に主たる事務所を有する法人として規定するものでございます。

第2項では、第1項の特例控除額に関して地方税法第314条の7第2項を根拠とするために改める規定でございます。

第36条の3第2項は、所得税に係わる更正または決定事項の申告義務について町民税の内容を規定したもので、引用の文言を改める規定でございます。

第36条の4第1項は、町民税に関する不申告に関する過料でございます。言い回しを改めるものと、課税の適正化や税の公平性を図るために正当な事由がなくて不申告等になった場合の過料の上限が3万円以下から10万円以下と引き上げの見直しとなったものでございます。

第53条の10第1項は、退職所得申告書の不提出に関する過料についてでございます。課税の適正化や税の公平性を図るため、分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な事由がなくて不申告等になった場合の過料の上限が3万円以下から10万円以下と引き上げの見直しとなったものでございます。

第61条第9項及び第10項は、固定資産税の課税標準について定めた部分の改定でございます。これは地方税法の参照する条文が繰り下がったための整理で、内容的な変更はございません。内容としては、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例について、文化財保護法で規定されている内容の場合の特例についても住宅用地であれば固定資産税の課税標準額となるべき価格の2分の1の額とするというものでございます。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項は、固定資産税の納税管理人に係わる不申告に関する過料、固定資産に係わる不申告に関する過料及び軽自動車税に係わる不申告等に関する過料についてでございます。それぞれ課税の適正化や税の公平性を図るために、地方税法の改正により正当な事由がなくて不申告等になった場合の過料の上限が3万円以下から10万円以

下と引き上げの見直しとなったものでございます。

第100条の2第1項、第2項及び第3項は、たばこ税に係わる不申告に関する過料に関する規定が新たに追加をされたものでございます。新設の条文でございます。これは課税の適正化や税の公平性を図るために、申告書の提出期限までに提出しなかった場合において、その者に対して10万円以下の過料を課するというものでございます。

第105条第1項は、特別土地保有税の納税管理人に係わる不申告に関する過料についてでございます。地方税法の改正によりまして課税の適正化や税の公平性を図るために過料の上限が3万円以下から10万円以下と引き上げの見直しとなったものでございます。

第112条第1項、第2項及び第3項は、特別土地保有税に係わる不申告に関する過料に関する規定が新たに追加をされました。これは課税の適正化や税の公平性を図るために、申告書の提出期限までに提出しなかった場合において、その者に対して10万円以下の過料を課すること等を定めております。

次に、本法附則の改正について説明をいたします。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特別控除額の特例についての改定でございます。これは寄附金税額控除の特例控除額の特例に関する規定で、寄附金の合計額が5,000円を超える場合から2,000円を超える場合に改めるものでございます。

附則第8条第1項及び第2項は、個人が飼育した肉用牛の売却による事業所得に係わる町民税の課税の特例、所得割の免除について、期限を平成24年度までを平成27年度までと3カ年延長し、減免対象飼育牛の頭数を2,000頭以内から1,500頭以内に改めるものでございます。

附則第10条の2第3項は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべて申告について高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正を受けて該当する家屋のケースが変わったものでございます。内容といたしましては、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定制度が廃止され、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設されたことにより、新制度で登録されたものを該当するというものでございます。

附則第16条の3は上場株式等に係わる配当所得に係わる町民税の課税の特例についてでございます。条例第34の7で地方税法第314条の7の規定による額としたこと、及び附則第7条の4で地方税法附則第5条の5の規定による額としたことにより条文の整理をするものでございます。

以下、附則第16条の4、土地の譲渡等に係わる事業所得等に係わる町民税の課税の特例について、附則第17条長期譲渡所得に係わる個人の町民税の課税の特例について、附則第18条短期譲渡所得に係わる個人の町民税の課税の特例について、附則第19条、株式等に係わる譲渡所得等に係わる個人の町民税の課税の特例について、附則第20条の2、先物取引に係わる雑所得等

に係わる個人の町民税の課税の特例について、附則第20条の4条約適用利子等及び条約適用配当等に係わる個人の町民税の課税の特例について、つきましても同様の改正内容となっております。

次に、改正法附則についての改正がありましたので、説明をさせていただきます。

今回一部改正する2つは、平成20年4月30日上里町条例第22号と平成22年3月31日条例第10号の改正法附則となります。

まず、第2条として、平成20年4月30日上里町条例第22号の一部改正について説明をいたします。

当該条例のうち附則第2条の個人の町民税に関する経過措置でございます。

第6項は、平成25年11月30日までの特定地域雇用等促進法人に対する寄附を追加適用させる規定でございます。第7項から第9項は、第6項が加わることによる項ずれでございます。

第10項は、第6項が加わることによる項をずらすことと、地方税法の改正に伴う規定で平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得に対する町民税における1.8%の軽減税率の特例を平成25年12月31日までとする2カ年延長する規定でございます。

第11項から第16項は、第6項が加わることによる項ずれでございます。

第17項は、第6項が加わることによる項をずらすことと、地方税法の改正に伴う規定で、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の譲渡所得に対する町民税における1.8%の軽減税率の特例を平成25年12月31日までと2カ年延長する規定でございます。

第18項から第21項は、第6項が加わることによる項ずれでございます。

第22項は、第6項が加わることによる項をずらすことと、地方税法の改正に伴う規定で、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の条例適用配当等の軽減税率の特例、5%とあるのは3%、3%とあるのは1.8%とし、平成25年12月31日までの2カ年延長する規定でございます。

次に、第3条として、平成22年3月31日条例第10号の一部改正について御説明をいたします。

当該条例のうち、附則第1条について説明いたします。これは施行期日を規定したもので、第4号の平成25年1月1日を平成27年1月1日に改める規定でございます。

附則第2条について御説明いたします。これは町民税に関する経過措置を規定したもので、平成25年度以後の個人の住民税から適用とあるのを平成27年度以後の個人の住民税から適用としたものでございます。

最後に、条例の附則の規定について御説明申し上げます。

附則第1条は施行期日に関する規定でございます。第1項は、第1条中、第26条第1項の改正規定、第36条の4第1項の改正規定、第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び

第88条第1項の改正規定、第100条の次に1条を加える改正規定、第105条第1項の改正規定、112条を第112条の2とし、第111条の次に1条を加える改正規定と附則第5条の規定については、公布の日から起算して2月を経過した日より施行される旨の規定でございます。

第2項は、第1条中、附則第8条の改正規定及び次条第3項の規定について、平成25年1月1日より施行される旨の規定でございます。

第3項は、第1条中、附則第10条の2第3項の改正規定については、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日より施行される旨の規定でございます。

附則第2条は、町民税に関する経過措置の規定でございます。第1項は、町民税の納税義務者が平成23年1月1日以後における寄附金について適用する規定でございます。

第2項は、この条例の施行の日から地方税法における寄附金税額控除の改正が平成24年1月1日施行のため、平成23年12月31日までの間における新条例第34条の7の取り扱いの規定でございます。

第3項は、新条例附則第8条第1項に規定する免除対象飼育牛に係わる所得に係わる平成24年度分までの取り扱いについて規定したものでございます。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置の規定でございます。第1項は別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前のとおりである旨の規定でございます。

第2項は、新条例附則第10条の2第3項の規定である高齢者の居住の安定確保に関する法律関係の改正は、附則第1条第3号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課税すべき平成24年度以後の年度の固定資産税について適用し、それ以前に新築されるもので高齢者の居住の安定確保に関する法律で高齢者向け優良賃貸住宅である賃貸住宅については、なお従前のとりの取り扱いである旨の規定でございます。

附則第4条は、上里町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置の規定でございます。第1項は、この条例の施行の日から地方税法における寄附金税額控除の改正が平成24年1月1日施行のため、平成23年12月31日までの間における新条例第34条の7の取り扱いの規定でございます。

附則第5条は、罰則に関する経過措置の規定でございます。この条例の施行前にした行為、この附則の規定により、なお従前の例によることとされる町税、この附則の規定により、なお効力を有することとされる旧条例の規定に係わる町税に係わるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、今回改正があった罰則についても、なお従前のとおり取り扱うとする旨の規定でございます。

以上が上里町税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 今回の改正は、寄附金の税額控除の引き上げということはさまざまな寄附が今大事な時でありますので結構なことだなというふうに思っております。

そのほかに罰則規定の引き上げのところでは、主に不申告に関する過料ということだと思います。それで町民税であるとか固定資産税、また特別土地保有税、新たに、たばこ税に係わる不申告というのも加わっているわけなんですけれども、こういう不申告で過料を課せられるというような状況が上里町の近年のこういう中でどのくらいあるのかちょっと、わかれば教えていただきたいなということが1点と、7ページから8ページにかかわるところの説明で、ちょっと私も勉強不足で恥ずかしいんですが、上場株式等の特例の部分が2年延長するという、そのことが上里町の中ではどういう影響を及ぼすのかお尋ねしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） それでは御説明申し上げます。

不申告の過料という件でございますけれども、たまたま私が4年前から税務課長拝命しておりますが、私の在任期間中はございませんでした。これは申告という形でございますので、そのたびお客様のほうには申告をしてくださいと再度呼びかけ等々しておりますので、こういった事例は見受けられないということでございます。

それから、たばこ税につきましては、たばこを納入する業者さんがおられます。そういった業者さんから本月分はこれだけ何本売りましたという申告をまずしていただいて、簡単に言いますと申告納付という制度をとっております。いまだかつて、たばこ関係企業さんからの不申告というのは現状はございません。

それから、先ほどの株式の譲渡等々につきましても、こういった冷えた時代でございますので、そういった背景からもさらに延長してお客様のほうの利便性を図ったというのが趣旨かというふうに考えておるところでございますが、ひとつよろしくようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第55号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第56号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第9、町長提出議案第56号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第56号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例について。

御提案申しあげました議案第56号について、上里町要介護高齢者介護手当支給条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございます。在宅において要介護高齢者の介護者に対する支援及び負担軽減の充実を図るため、本案を御提案申し上げるものでございます。

概要でございますけれども、介護保険制度につきましては、平成12年の開始から11年を経過し、平成18年の制度全体の見直し等も行われ、要介護高齢者等が在宅サービスを中心に地域で老後を安心して暮らせる仕組みとして定着してまいりました。

しかしながら、平成23年8月31日現在、要介護状態の認定4及び5の人の70%が施設等に入所または入院していて、平成22年度では施設入所者の給付費が介護保険給付費全体の約50%を占めております。

在宅で生活する要介護高齢者は、ホームヘルプサービスやショートステイなどのサービスを利用できますが、要介護高齢者を介護する家族等の負担は大変大きなものとなっております。

現在までのねたきり老人等手当の受給者は、そのほとんどが要介護状態4または5で、介護保険のサービスを受け、重度心身障害者手当等があわせて支給されている人も見受けられます。

このようなことから、昭和47年から支給されているねたきり老人等手当を廃止し、在宅における要介護高齢者を介護している人の労をねぎらうとともに負担軽減を図るために、介護保険制度の要介護状態の新たな認定基準を取り入れた介護者への手当を支給するため、ねたきり老人等手当支給条例及びねたきり老人等介護者手当支給条例を廃止し、要介護高齢者介護手当支給条例を新設いたしたく本案を提案するものでございます。

次に、条文の内容について御説明を申し上げます。

第1条、設置の目的でございます。日常生活を営むのに著しい支障のある高齢者の介護者に要介護高齢者介護手当を支給することによりまして介護の労をねぎらうとともに高齢者の在宅福祉の増進を図るために設置をするものでございます。

第2条は、対象となる要介護高齢者の定義を定めたものでございます。町内に住所を有する在宅の65歳以上の方で介護保険法に規定されている要介護4または5の方といたします。

第3条手当の受給資格について規定したものでございます。要介護高齢者と同居し常時介護している方1人といたします。また、在宅の規定については、施設等の入所日数が月15日以下となっております。

第4条につきましては、受給資格の申請及び認定について規定をしております。

第5条につきましては、受給資格の喪失について規定をしております。

第6条につきましては、支給額について定めております。要介護高齢者につき、月額7,000円でございます。

第7条につきましては、支給期間について規定をしております。認定申請をした月から支給事由の消滅した月までといたします。ただし介護者が月の途中で介護を中止した場合は前月までとなります。

第8条支給時期について規定をしております。4月、8月、12月に前月分までを支給をいたします。

第9条につきましては、手当の返還について定めています。

第10条については、届出について定めております。

第11条につきましては、町の調査権限について規定をしております。

第12条につきましては、規則への委任についての規定でございます。

附則につきましては、施行期日を平成24年4月1日としております。経過措置については、現在の条例に基づく手当を平成24年4月に支給できるようにするものでございます。

最後に、現在の条例の廃止ということで、上里町ねたきり老人等の手当支給条例、上里町ねたきり老人等介護者手当支給条例の廃止を定めております。

参考でございますけれども、今回の改正によりまして年額の支給の変更でございますけれども

も、要介護高齢者介護者手当、月額7,000円でございます。年間12カ月ということで8万4,000円となります。従来までのねたきり老人手当につきましては、月額5,000円でございますので年額6万円、介護者手当が年額2万円でございますので8万円となります。今回の改正によりまして8万4,000円から8万円ということで、年当たり4,000円の増額となるわけでございます。

以上で上里町要介護高齢者介護手当支給条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 現在2つある条例が一本化されることだというふうに思います。

内容的には、介護者の労をねぎらうとともに高齢者の在宅福祉の増進を図るということで、さらなる内容改正、いわゆる月額7,000円ということでありますけれども、本当に在宅で介護される方々の御苦勞を思えば、もう少し出せるようにしていただきたいなというふうに思っていますけれども、今回は条例を整備するという意味ではいいんじゃないかなというふうに私も思っております。

それで、要介護者4・5の方というふうになりますと対象範囲は、現在のこの2つの条例の対象範囲とはどのくらい増になるんでしょうか。増えるんじゃないかというふうには思うんですけども、お尋ねいたします。

議長（伊藤 裕君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根健次君発言〕

福祉こども課長（関根健次君） 御説明させていただきます。

現在のねたきり老人手当の対象者は、平成23年度現在で32名でございます。なかなか高齢者のために死亡等がありますので決算時にはまた変わる場合もございますが、現在私のほうで試算してございます要介護高齢者、介護認定4または5の方でございますが、総人数では236人いらっしゃるんですが、うち既に施設等へ入所されている方が多いですので、現在、在宅で新条例に該当されると思われる方が60人を見込んでございます。ですから、現在のねたきりの方よりも介護4・5で規定をかけましたので人数的には増えるものと思われま

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第56号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第57号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第11 町長提出議案第58号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議長（伊藤 裕君） 日程第10、町長提出議案第57号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件、日程第11、町長提出議案第58号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

なお、議案第57号から議案第58号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第57号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について。

議案第57号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定によりましてこの案を提出するものでございます。

提案概要、条文の概要でございますが、鳩ヶ谷市を廃し、その区域を川口市に編入したことに伴い、広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて議決を求めるものでご

ざいます。

以上をもちまして彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由及び内容説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第58号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について。

議案第58号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案説明を申し上げます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定によりこの案を提出するものでございます。

提案概要、条文の概要でございますけれども、鳩ヶ谷市を廃し、その区域を川口市に編入したことに伴いまして広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由及び内容説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第57号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第58号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時15分から再開をいたします。

午前10時0分休憩

午前10時15分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 町長提出議案第59号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第3号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第12、町長提出議案第59号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申上げました議案第59号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成23年度上里町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,923万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億176万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加で、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第3条は、繰越明許費で、地方自治法第213条の第1項の規定により繰り越しをして使用することのできる経費は「第3表 繰越明許費」によるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款14国庫支出金は1,652万6,000円の増額補正で、主な内容は、民生費国庫負担金で障害者自立支援給付費負担金でございます。

次に、款15県支出金は1,597万4,000円の増額補正で、主な内容は、負担金では国庫負担金と

同じく障害者自立支援給付費負担金で、県補助金は民生費の乳幼児医療費補助金、委託費は土木費の都市計画基礎調査委託金となっております。

款16財産収入は48万7,000円の増額補正で、内容は上里中学校施設整備基金などの基金運用利子収入となっております。

款17寄附金は40万円の増額補正で、主な内容は一般の方や団体からの寄附金となっております。

款19繰越金は2億1,445万6,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入は139万6,000円の増額補正で、内容は後期高齢者医療療養給付費負担金精算金でございます。

歳入合計は、現予算に対しまして2億4,923万9,000円を追加し、79億176万5,000円とするものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出関係でございます。総務費から諸支出金までとなっております。

款2総務費は2,825万9,000円の増額補正で、総務管理費の主な内容は、時間外勤務手当や庁舎非常用電源改修工事、防犯灯修繕料などで、徴税费は、新たに町のマスコットキャラクター「こむぎっち」をあしらったオリジナルナンバープレートの作成費や税の還付金、住民基本台帳費は住民情報システム改修委託金などとなっております。

款3民生費は1億4,081万3,000円の増額補正で、社会福祉費の主な内容は、障害者福祉事業の各種サービス費や重度心身障害者医療費、国民健康保険や介護保険の特別会計繰出金、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金などで、児童福祉費は子ども医療費や民間保育所職員処遇改善費補助金となっております。

款4の衛生費は916万円の増額補正で、主な内容は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金や保健センター屋上防水工事費になっております。

款5の農林水産業費は194万4,000円の増額補正で、主な内容は、環境保全型農業直接支援対策補助金や上里西部土地改良事業の負担金、上里西部土地改良区補助金となっております。

款7土木費は466万6,000円の増額補正で、主な内容は、道路橋りょう費では道路補修工事費や道路補修材料費で、都市計画費は都市計画用途等印刷業務委託、都市計画基礎調査業務委託、公共下水道事業特別会計繰出金などとなっております。住宅費は町営住宅の修繕料となっております。

款8消防費は106万1,000円の増額補正で、主な内容は消火栓新設工事負担金などとなっております。

款9教育費は6,283万円の増額補正で、主な内容は中学校費の上里中学校校舎等実施設計業務委託料の5,225万5,000円や小中学校の事務用品や教師用指導書等の購入費、社会教育費の寄

附金による備品購入費などとなっています。

款11諸支出金は、上里中学校施設整備基金などの基金運用による利子収入を各基金に積み立てるための積立金となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対しまして2億4,923万9,000円を追加して79億176万5,000円とするものでございます。

続きまして、4ページでございます。

第2表 債務負担行為の補正でございます。

内容につきましては、公用車、町長公用車を平成28年度までの5年間、リースで借り上げる代金459万9,000円の債務負担行為補正となっております。

次に、5ページでございます。

第3表 繰越明許費でございます。

上里中学校改築事業の校舎等実施設計業務委託の予算計上額5,225万5,000円のうち3,665万5,000円を繰越明許費として計上するものでございます。

以上が一般会計補正予算（第3号）の提案説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長よりお手元の補正予算の一覧で説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君補足説明〕

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 何点か質問させていただきます。

まず、この長いほうのページ数で質問させていただきたいと思います。

まず1ページです。

交通安全対策事業でありますけれども、防犯灯が新たに希望が多くて設置をするということではありますが、何基新設して全体では何基になるのかということが1点であります。

それと2ページであります。住宅用太陽光発電システム設置費補助金が大変好評だということで倍のいわゆる補正、9月補正と同額補正になるわけですけれども、今まで使ってきた部分で何件の方が御利用されてきたのかということをお尋ねしたいと思います。

それと福祉子ども課のほうに関係するんですけれども、法人立保育所等運営助成事業、この民間保育所職員処遇改善費というのは従来からついていたと思うんですけれども、これが144万ということは今までの処遇改善費が増額になったということで解釈していいのかどうか、中身を御説明願いたいというふうに思います。

それと3ページであります、健康保険課でありますけれども、介護保険利用料軽減対策費ということで44万6,000円あります、今、介護保険を御利用されている方々で新たに軽減対象者が増えたということかなというふうに思いますけれども、今軽減を受けている方は何名おられるのか御説明願いたいというふうに思います。

あと5ページの生涯学習課のところの人権教育指導研修事業補助金でありますけれども、県の支出金が減になったということでありますけれども、事業そのものの変更等はどのようになったのかお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 町民環境課長。

〔町民環境課長 木村隆之君発言〕

町民環境課長（木村隆之君） それでは、防犯灯について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、7基を予定してございます。それと今まで町内の防犯灯の数ですけれども、これは10月現在ですけれども、2,827基設置がしてございます。

太陽光、現在、7月から制度を始めまして31件の申請がございました。それでもう300万、9月の補正で300万組んだんですけれども、予算が無くなったということで、今回、結構要望がございましたので補正で組んだということでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 福祉子ども課長。

〔福祉子ども課長 関根健次君発言〕

福祉子ども課長（関根健次君） 説明させていただきます。

法人立保育所の職員の処遇改善費でございますが、民間保育園の4園の職員に対する処遇改善費でございます。1人当たり2万円で72人を見込んでございます。昨年に引き続き今年度も補正で御審議をいただくということで計上させていただきました。よろしく申し上げます。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。

昨年度約100万円ちょっとの状況だったんですが、今年対象者数が増えておりまして、ただ、かなり月によって幅がありますので、今のところ80人前後の対象で上下しております。その月

によってかなり申請件数が異なっておりますので、その辺のところでは御理解いただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 庄 邦雄君発言〕

生涯学習課長（庄 邦雄君） 人権教育指導研修事業補助金、県の10万円でございますが、補助金2分の1、県が10万円、町が10万円ということで2分の1補助を受けて実施しております。内容的には指導者養成講座、今年70人ほど、毎年講座開いているわけですが、その報償費であるとか、過日行われた人権教育研究集会の講師の謝金だとかに充てさせてもらっています。

10万円無くなった分につきましては、町の単費のほうでやりくりという形で考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

1番、植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） この補正予算の説明書、A3の横長の1ページでありますけれども、まず税務課のところの需用費の消耗品費36万8,000円ということでオリジナルナンバープレート作成費用ということでありますけれども、何枚作成して、いつから交付するのか。そのオリジナルナンバープレートのマスコットキャラクター、どういう絵柄を使うのかとか、あと既存のナンバープレートがあると思いますので、既存のナンバープレートとオリジナルナンバープレート、これをどのような方法で交付するのか質問したいと思います。

それから、その下の町民環境課の戸籍住民基本台帳事業の委託料の住民情報システム改修委託料1,743万円でありますけれども、これは説明によると外国人登録の関係が絡んでくるというような説明がありましたけれども、もう少し詳しい内容説明をできましたらお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） それでは御説明申し上げます。

オリジナルナンバープレートにつきましては、今回のこの予算の補正につきましては1,000枚を予定しております。ちょっと遠くて恐縮でございますが、絵にしますとこのようなタイプになるかというふうに考えております。町のほうのこのオリジナルのこのマークがこちらの部分に入ると。従来のナンバープレートの幅が今回このオリジナルキャラクターが入ることに

よって幅のほうが若干大きくなります。本来ならば4けたが載せられるやつなんですけれども、従来私どもは3けたという形で、ちょうどこういったプレート関係もここに入れたいと。色については町のマスコットキャラクターのこの色をカラー刷りで対応したいというふうに考えておるところでございます。

今現在、50ccの白色のナンバーですか、在庫数につきましては400枚ほど在庫がございます。これにつきまして、将来このオリジナルプレートにするか、この記念行事の関係で1,000枚ほどつくるわけでございますけれども、またお客様の状況を見ながら、従来の形をまた継続していくのか、このオリジナル型にするのかは今後検討しようというような状況で考えているところでございます。

それから、いつ頃から実施されるのかということでございますが、今現在もう警察との協議が相済みました。したがって、埼玉県を通して全国に上里町のナンバーこれこれこういうもので配付しますというようなことを情報流さなければいけませんので、今これから補正予算を了解いただいた後に発注するという段階でございますが、早くて、当然年内に完了するというところでございますが、そういった皆さんに周知していただくことを含めると24年度の4月以降というふうになるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

議長（伊藤 裕君） 町民環境課長。

〔町民環境課長 木村隆之君発言〕

町民環境課長（木村隆之君） 御説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月に成立したということで、この法律につきましては3年以内で施行されるということで、来年1月に施行が予定されてございます。

改正の概要につきましては、外国人住民の利便性の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用に加えるということで、以下はその概要でございますが、外国人住民関係の改正内容でございますけれども、外国人住民に係る住民票、対象者は在留カード交付対象者として3カ月を超える中長期在留者、特別永住者等ということで、外国人住民に係る住民票の記載事項ということで国籍とか在留カードに記載されている在留資格、在留期間などということになってはいるんですけれども、このために既存のシステムを改修する必要があるのでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 1番、植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 今、説明していただきましたけれども、今まで外国人登録証明書とい

う形で別に住民票と違った形で発行されておりましたけれども、それが住民基本台帳法なんかも改正されて同じような住民票というような形で発行されるのでしょうか。そこら辺のところをちょっとお願いしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町民環境課長。

〔町民環境課長 木村隆之君発言〕

町民環境課長（木村隆之君） 御説明申し上げます。

現在は外国人登録記載事項証明という形でやっているんですけども、今度は日本人と同様に住民票の写しということで交付になるということで、混合世帯とかそういうのも、外国人と日本人の混合世帯でも一緒の住民票という形が交付になるということでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

2番、山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2番、山下です。

2点ほど、今のその住民情報システム改修の関連ですが、1点目、この対象者というの、外国人の対象者は何名なのかと、先ほどの御説明では2年にまたがってやろうとしたんだけども単年度にしたということで、その理由等をちょっと説明いただきたいと思います。

それからもう1点、3ページのまち整備課の都市計画で、国土地理院のデータを活用できるので航空写真は撮らなくていいということになったと思うんですが、たしか決算審査の時に税務課も航空写真を撮っているという話をお聞きしたので、こういったものが同じように活用できるのかどうか、その辺をお願いします。

議長（伊藤 裕君） 町民環境課長。

〔町民環境課長 木村隆之君発言〕

町民環境課長（木村隆之君） 御説明申し上げます。

まず、外国人対象者ですけども、今、1,000人余りということで、ちょっと今手元に資料がないのではっきりした数字申し上げられないんですけども、1,000人余りということでございます。

次に、なぜ今回補正をするのかということなんですけれども、この事業につきましては、法は21年に改正があったんですけども、来年施行ということで、今まで国のほうから詳しい内容が来ていなかったと、スケジュールが来ていなかったということで、この9月になって初めてシステム改修のスケジュールとか仮住民票の作成等のスケジュールが来た。9月になってから来たということで、それが明確になったということで、23年度でシステム改修を全部終了

したいという形で今回補正をお願いしたということでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 都市計画基本図の航空写真の関係でございますが、これについて、当然税務課のほうで航空写真を撮るということで、こちらのほうについても使えるかどうかを検討いたしました。ただ一つ、税務課のほうについては時期が1月に航空写真を撮るということで、こちらについてはもうそれでは提出時期に間に合わないということが1つ挙げられました。

それから、税務課の航空写真の撮る目的が建物等の形とかそういったものを目的としておりますので、こちらの基本計画の策定にそれが使えるかどうかというのは税務課のほうでちょっと調整しなくちゃならないということで、今回については国土地理院のほうが使えるということで、それを使わせていただきました。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 2番、山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） どうもありがとうございました。

先ほどのその航空写真について、税務課は固定資産税の関係で多分、調査にやると思うんですが、最近のインターネットのグーグルデータなんていうのは、非常に詳細な家屋まで特定できるようなグーグルデータが一般的に利用できますので、その辺を含めて検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） お答えいたします。

確かに私どものほうは評価替えの基準年度の1年前の1月1日ということでございまして期日が規定されております。今、議員さんがおっしゃられたように私どもも国交省のほうのそういったデータが活用できるかどうか検討して、また調べてみたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第59号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第60号 平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第13、町長提出議案第60号 平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第60号 平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億982万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,637万5,000円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入についてでございますが、款の3 国庫支出金、項1 国庫負担金につきましては、療養給付費等国庫負担金として歳出の一般療養給付費等のおおむね100分の34相当額を国庫で負担するものでございます。一般療養給付費及び療養費の補正増と前期高齢者交付金の確定に伴う調整により4,514万1,000円、高額医療費共同事業負担金を277万8,000円、合計で4,791万9,000円の補正をするものであります。

また、項2 国庫補助金であります。国庫負担金同様、歳出の一般療養給付費等のおおむね

100分の7相当額が普通調整交付金として交付されるもので、1,636万7,000円を補正するものであります。

続きまして、款4療養給付費交付金につきましては、60歳以上65歳未満の退職者医療に該当する被保険者の療養給付費等について社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。今年度分49万3,000円、平成22年度の精算分133万3,000円、合計で182万6,000円を補正するものであります。

続きまして、款の5前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の前期高齢者の医療給付を各保険者間で加入数に応じ負担調整するものですが、5億126万7,607円に確定したため、7,126万7,000円を補正するものでございます。

続きまして、款6県支出金であります。項1県負担金につきましては、国庫負担金と同様に高額医療費共同事業負担金277万8,000円の補正であります。

また、項2県補助金につきましては、普通調整交付金として国庫補助金同様、歳出の一般療養給付費等のおおむね100分の6相当額を県財政調整交付金として交付されるもので、1,402万9,000円を補正するものであります。

続きまして、款7共同事業交付金につきましては、市町村からの拠出金を財源に都道府県単位で費用負担の調整を図るために交付されるものでございます。1件当たり80万円を超える高額医療費に対し交付される高額医療費共同事業交付金と、1件当たり30万円を超える高額医療費に対し費用負担の調整を行い交付される保険財政共同安定化事業交付金でありまして、合計で1,587万9,000円の補正であります。

続きまして、款9繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でありまして、所得の低い方の保険税の軽減分について一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金437万5,000円と事務費分として240万、その他分として3,760万、合計で4,437万5,000円を補正するものであります。

続きまして、款10繰越金であります。平成22年度の繰越金が2億1,269万9,978円に確定いたしましたので、1億8,769万9,000円の補正でございます。

続きまして、款11諸収入、項3雑入であります。平成21年度の老人保健拠出金の精算還付額768万3,000円の補正であります。

歳入合計につきましては、4億982万2,000円を追加し、予算総額を31億1,637万5,000円とするものでございます。

続きまして、2ページの歳出でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費につきましては、今年度の支出が18億1,000万円ほどに見込まれますので、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費や療養費を合計で2億7,233万7,000円補正するものでございます。

また、項2高額療養費につきましても、一般被保険者及び退職被保険者等の支出が2億2,000万円ほどに見込まれますので、4,233万2,000円を補正するものでございます。

続きまして、款3後期高齢者支援金等につきましては、今年度の支援金額等が医療費分、事務費分を合わせて4億433万2,633円に確定したため、4,099万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、款4前期高齢者納付金等につきましても、今年度の納付金額等が医療費分、事務費分を合わせ119万5,700円に確定したため、25万1,000円を補正するものであります。

続きまして、款6介護納付金につきましても、今年度の納付金額が介護給付費地域支援給付金として1億8,358万4,420円に確定したため、2,190万1,000円を補正するものでございます。

続きまして、款7共同事業拠出金につきましては、高額な医療費について都道府県単位で費用調整を行い、各保険者の運営基盤の安定を図るための拠出金でありまして、高額医療費共同事業医療費拠出金1,111万2,000円、保険財政共同安定化事業拠出金937万6,000円、合計で2,048万8,000円を補正するものでございます。

続きまして、款10諸支出金につきましては、一般被保険者の保険税の還付金240万円と平成22年度の国民健康保険財政調整交付金の返還金911万9,000円、合計で1,151万9,000円の補正であります。

歳出合計につきましても、歳入同様、4億982万2,000円を追加し、予算総額を31億1,637万5,000円とするものでございます。

以上で議案第60号 平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第60号 平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第61号 平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第14、町長提出議案第61号 平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第61号 平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,067万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,437万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金につきましては、保険給付費の増額に伴う法定負担割合分として566万6,000円の増額をするものでございます。

項2 国庫補助金につきましては、保険給付費の増額により152万4,000円の増額でございます。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金につきましては917万円の増額でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金につきましては426万3,000円の増額となります。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金につきましては、保険給付費の町負担分と事務費などで391万4,000円の増額であります。

項2 基金繰入金につきましては、介護保険等の不足を補うため準備基金から486万円を繰り入れるものでございます。

款7 繰越金、項1 繰越金は、歳入の歳出に不足する額127万9,000円の補正でございます。

歳入の合計につきましては、現予算に対しまして3,067万6,000円を追加し、予算総額を13億

9,437万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費につきましては、共済費の増額と要介護者の増加による高額サービス費結果通知等の増により53万3,000円を計上いたしました。

項 3 介護認定審査調査費につきましても、要介護認定調査対象者の増加により印刷製本費、通信運搬費などで6万2,000円の増額補正となります。

款 2 保険給付費につきましては、介護サービス費の増加に伴い、項 1 介護サービス等諸費2,329万円、項 2 介護予防サービス等諸費280万8,000円、項 3 高額サービス費33万4,000円、項 6 特定入所者介護サービス等費で414万9,000円の増加で、合わせて3,058万1,000円の増額となります。

款 4 地域支援事業、項 2 包括的支援事業、任意事業費につきましては、共済費の減額に伴い50万円を減額するものでございます。

歳出の合計につきましても、歳入同様、現予算に対しまして3,067万6,000円を追加し、予算総額を13億9,437万2,000円とするものでございます。

以上で介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。慎重審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第61号 平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第62号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)について

議長(伊藤 裕君) 日程第15、町長提出議案第62号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

[副町長 高野正道君発言]

副町長(高野正道君) 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算の説明でございます。

御提案申し上げました議案第62号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

まず初めに、町公共下水道事業の現況を申し上げますと、現時点での下水道接続申請件数339戸でございます。うち供用済み件数は327戸であります。供用開始区域については、引き続き各世帯に訪問し加入促進を図っているところでございます。

また、下水道管渠築造工事につきましても、順調に進捗しているところでございます。

今回の補正についてであります。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,050万円を追加し、総額3億9,490万9,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

2ページをお願いしたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正の内容といたしますと、歳入3款、歳出1款の構成となっております。

初めに歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金2,500万円を増額し、総額7,630万円となります。この補正は、社会資本整備総合交付金の留保解除分等でございます。

次に、繰入金50万円を増額し、総額9,342万2,000円となり、一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、町債2,500万円を増額し、総額1億4,490万円とするものでございます。

歳入合計であります。5,050万円を増額し、総額3億9,490万9,000円とするものでございます。

次に、歳出であります。事業費5,050万円を増額し、総額3億1,129万1,000円といたすもので、その補正内容は、職員の人件費の補正額50万円及び公共下水道建設事業費5,000万円

ございます。

歳出合計であります。5,050万円を増額し、総額3億9,490万9,000円とするものでございます。

3ページでございます。

第2表 地方債補正であります。限度額を2,500万円増額をいたしまして補正後の限度額を1億4,490万円にいたすものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

長いほうの資料で説明を願いたいと思いますけれども、公共下水道建設事業費の委託料であります。公共下水道全体見直し及び設計業務委託料が減となりまして、それが地質調査業務委託料のほうに同額で、だから入れかわったというふうに思いますけれども、これ素人なのでよくわからないんですけれども、随分違うんじゃないかなというふうに思うんですけれども、今後として公共下水道全体見直しも必要ではないかと思っておりますけれども、この内容をちょっと御説明願いたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） この件について御説明をさせていただきます。

今回の公共下水道全体計画及び設計業務委託料というふうな中での一部、全体の中の一部で324万円を減額するわけですが、この内容は利根川流域下水道総合計画の策定というのが見込まれておりましたが、実は県のほうがこの策定を遅らせているということによりまして今年度この策定ができない見込みということを私ども判断いたしました関係上、これを減にし、なお増額した同額、地質調査でございますが、今後の事業、今回のその公共下水道管渠築造工事等の事業するについて当然地質調査が必要であるという判断を下したために今回増額をさせたということでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第62号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第63号 平成23年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第16、町長提出議案第63号 平成23年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第63号 平成23年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万7,000円を追加し、総額1,143万2,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の内容説明をいたしますと、歳入2款、歳出1款の構成となっております。

初めに、歳入でございますが、繰入金、他会計繰入金を1万2,000円増額補正をいたしまして、総額を827万3,000円とするものでございます。

次に、繰越金を37万5,000円増額補正をいたしまして総額を47万5,000円とするものでございます。

歳入合計であります、38万7,000円を増額補正をいたしまして総額を1,143万2,000円とするものでございます。

次に、歳出であります、事業費を38万7,000円増額補正し、総額を606万1,000円とするものでございます。

この補正内容は、施設内の破砕機の耐用年数が経過しており、オーバーホールすべきであるため、今回補正をするものでございます。

歳出合計であります、38万7,000円を増額補正をいたしまして総額を1,143万2,000円とするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 平成23年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第64号 平成23年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）
について

議長（伊藤 裕君） 日程第17、町長提出議案第64号 平成23年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました平成23年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、消火栓設置費及び前年度借りに係わる企業債元利償還金の補正で、収益的収支及び資本的支出の補正でございます。

第1条であります。平成23年度上里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条 平成23年度上里町水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をいたします。

収入ですが、第1款事業収益を既決予定額に対しまして131万6,000円を増額し、5億9,339万3,000円といたします。第1項営業収益の補正でございます。

次に、支出ですが、第1款事業費を既決予定額に対しまして41万9,000円を減額し、5億2,304万2,000円といたします。第1項の営業費用を131万6,000円増額し、第2項営業外費用を173万5,000円減額する補正でございます。

次に、第3条でございます。予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,341万7,000円を2億8,387万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億6,431万7,000円を2億6,477万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

次のページをお願いします。

支出でございます。

第1款資本的支出を既決予定額に対しまして46万1,000円を増額し、5億8,737万9,000円といたします。第2項の企業債償還金の増額補正でございます。

以上が補正予算第1号の説明といたします。

なお、次のページから説明書及び附属資料となっております。

説明書附属資料の2ページをお願いします。

2ページが実施計画でございます。詳細が6ページの説明書に記載してありますので、そちらで実施計画については説明をさせていただきます。

3ページが資金計画でございます。受入資金を1,652万5,000円増額、支払資金278万6,000円を増額し、差し引き計を6億5,468万2,000円といたします。

次に、4ページ、5ページでございます。

予定貸借対照表で年度末の予定財産状況を表示しております。

2流動資産の(1)現金預金で6億5,468万円ほど、5剰余金(2)の口の当年度未処理欠損金で1億687万円ほどを予定をしております。

次に、6ページをお願いいたします。

説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。内容につきましては消火栓設置工事、工事代131万6,000円の増額補正でございます。

支出ですが、消火栓設置工事費131万6,000円の増額及び企業債利息173万5,000円の減額でございます。

次に、資本的収入及び支出の支出でございます。

企業債償還金の46万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

以上をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 平成23年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時48分散会